

第74回全日本都道府県対抗剣道優勝大会宮城県予選会

- 1 主 催 一般財団法人宮城県剣道連盟
- 2 期 日 令和8年2月11日（祝水）午前9時開会
- 3 会 場 宮城県第二総合運動場（宮城県武道館）
仙台市太白区根岸町15-1 Tel022-249-1216
- 4 参加資格 (1)宮城県剣道連盟の会員で、全日本剣道連盟登録者規定に適合している者。
(2)出場選手資格及び選出方法(7部門別とする)
・先鋒：高校生（予選会を実施せず、選考を高体連に一任する）
・次鋒：大学生
・5将：年齢18歳以上35歳未満の者、（警察職員、教職員、高校生、大学生を除く）
・中堅：教職員（年齢に制限なし）
・3将：警察職員（年齢に制限なし）
・副将：年齢35歳以上の者（警察職員、教職員を除く）
・大将：年齢50歳以上 剣道教士七段以上の者
(3)年齢基準は、大会前日（令和8年4月28日）とする。
(4)職業資格・高校生及び大学生の基準日は、大会当日（令和8年4月29日）とする。
(5)予選会への出場は、一部門のみとする。ただし大学生の場合、予選会へ出場できる都道府県は、大学生個人が登録している剣道連盟または出身高校のある剣道連盟いずれか一ヶ所とする。
- 5 参 加 料 1人1,000円とし、大会当日受付にて納入すること。
- 6 竹刀検査 検査を行う。（別添資料を参照のこと。）
- 7 試合方法 (1)全日本剣道連盟の剣道試合・審判規則と同細則・運営要領の手引き、および感染症予防ガイドラインに記載の試合方法による。
(2)試合は次鋒から大将までの各部門でトーナメント方式を基本とするが、参加人数によってはリーグ戦またはリンク方式とする場合もある。
(3)試合時間は5分、3本勝負とする。勝負の決しない場合は延長戦を行い、先に1本とった者を勝ちとする。延長戦は3分区切りで勝負の決するまで行う。
- 8 日 程 (1)受付・開館 8:00～8:30 (4)試合
(2)審判会議 8:30～ (5)閉会式
(3)開会式 9:00～
- 9 表 彰 各部門とも優勝から第三位まで表彰する。
- 10 申込方法 所定の申込書に記入し、各市郡剣連は下記の宛先に送付すること。
〒982-0845 仙台市太白区門前町2-1
(一財)宮城県剣道連盟事務局宛 Tel022-746-8461 Fax022-746-8462
メール info@miyagi-kendo.com
- 11 申込期日 令和8年 1月 21日（水）必着
- 12 そ の 他 (1)災害・事故の場合、実施本部で応急処置をするが、他の責任は持たない。
(2)出場選手は、感染症予防ガイドラインに従い面マスク又は口元を覆うシールドを着用すること。
(3)本大会の観客を入場可とするが、発熱や体調不良の場合は入場を自粛すること。
(4)別紙「剣道用具確認証」を竹刀検査時に提出すること。
(5)今後の感染状況により、大会が中止又は試合方法が変更になることもある。
(6)提出書類は宮城県剣道連盟ホームページからダウンロードすること。
(7)参加選手は、紅白の目印（全長70cm幅5cm）を持参すること。
(8)参加選手は、市郡名もしくは所属名（横書き）と姓（縦書き）を記した布製の名札を垂につけること。
(9)組み合わせは県剣道連盟事務局で行う。
(10)本大会の優勝者は、全日本都道府県対抗剣道優勝大会に宮城県代表者として出場する。
(11)個人情報は、大会の目的以外に使用しない。

宮剣連第 218 号
令和 7 年 12 月 3 日

各市区郡剣道連盟会長 殿

一般財団法人宮城県剣道連盟
会長 井 上 雅 勝
(公印省略)

第 74 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会宮城県予選会開催について

標記大会を別紙要項により、開催いたします。

各連盟におかれましては会員の皆様に周知せられ、取りまとめのうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

尚、参加選手がいない場合もお手数ですが、下記欄にご記入の上、FAX・メールにてご連絡下さいます様併せてお願い申し上げます。

宮城県剣道連盟 F A X:022-746-8462

メ ー ル: info@miyagi-kendo. com

上記大会に参加者がいないことを御報告します。

市郡剣道連盟

記 載 者

以

審判主任	検査所責任者

剣道用具確認証

一般財団法人宮城県剣道連盟会長 殿

本大会の出場にあたり、使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

日付：_____年_____月_____日

所属：

選手氏名：_____印

記

1) 竹刀関連：検査本数：合計_____本 (大会検査所提出本数)

- 竹刀の長さ (全長) が適正
- 竹刀の重さが適正
- 竹刀の先革先端部の太さ (対辺) が適正
- 先から 8 センチメートル部分のちくとうの太さ (対角) が適正
- 先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなっている
- 先革の長さが適正
- 中結の位置 (=全長の約 1/4) が適正
- 各ピース (竹) の間の隙間がない
- 破損・さざくれはない
- 不当な付属品を使用していない
- 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない
- 柄革に名前の記入、若しくは押印のあるもの

2) 小手関連

- こぶしと前腕 (肘関節から手首関節の尺骨側 (最長部)) の 1/2 以上を保護している
- 小手ぶとん部のえぐり (クリ) の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が 2.5 センチメートル以内である
- 小手頭部・小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3) 面関連

- 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
- 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4) 剣道着関連

- 袖の長さについて、肘関節の保護ができる (構えたときに肘関節が隠れること)

以上